

北斗市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

市では、北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」と合わせて一律30万円となるよう「北斗市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を助成しています。

対象者	対象者①	対象者②	対象者③	対象者④	対象者⑤
	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む法人	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む個人事業者	酒類の提供がある飲食店で19時以降、酒類の提供をやめた事業者	酒類の提供がない飲食店で感染予防対策を実施した事業者 ※休業の有無に関わらず支給対象となります。	自主的に5月2日～5月6日の間、連続して休業し、感染防止対策を実施した事業者 (事務所、整備工場のみ等の事業者は対象外)
	法人	個人事業者	法人・個人事業者		
北海道の給付	30万円	20万円	10万円	給付対象外	
北斗市の給付	給付対象外	10万円	20万円	30万円	
申請期限	7月31日(金)まで(消印有効)				
申請方法	・郵送(簡易書留や一般書留、レターパックプラスでの郵送) ・電子申請(http://hokkaido-support.jp)		・郵送のみ ・北斗市内に複数店舗を所有している場合は、店舗ごとに申請が必要となります		
	※申請書類については各ホームページをご覧ください。 ※申請書の記載内容に不備がある場合や、添付書類に不足がある場合は、申請書を返送しますので、修正のうえ再度提出してください。				
申込先	北海道へ申請 〒060-8791(住所不要) 北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局		北斗市へ申請 〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号 北斗市水産商工労働課商工労働係		
市協力金の支給時期	北斗市の上乗せ支給については、北海道での支給決定後、市に支給データが届き次第、順次振り込みとなります。 ※北斗市へ申請書の提出は不要です。		要件等の確認・交付決定後、交付決定日から1週間程度で指定口座に振り込みます。		

北斗市飲食店等事業継続助成事業補助金

前年と比べ、売り上げが20%以上減少している事業者に対して、事業の継続を支援するために、家賃の一部を補助します。

■対象事業者
令和2年4月17日時点で、市内で営業しており、家賃が発生している事業者。(地代は対象外)
※飲食店の他、全ての業種が対象となります。

■補助額 / 最大9万円

■申請方法
市公式ホームページから申請書をダウンロードし、記入後は郵送で提出してください。(インターネット環境がない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問い合わせください。)
※北斗市内に複数店舗を所有している場合は、店舗ごとに申請が必要となります。

■申請期限 / 7月31日(金)まで
※申請書の記載内容に不備がある場合や、添付書類に不足がある場合は、申請書を返送しますので、修正のうえ再度提出してください。
※要件等の確認・交付決定後、交付決定日から1週間程度で指定口座に振り込みます。

詳しい要件等につきましては、市公式ホームページをご覧ください。

問 市役所水産商工労働課 [内線285～287]

お困りのときはご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、暮らしや仕事のことなどで、お困りのことがあるときは市役所へご相談ください。相談先がわからない場合は市役所企画課情報管理係までご連絡ください。

問 市役所企画課情報管理係 [内線232～234]

北斗市新生児特別定額給付金

市では、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ子育て世帯の家計を迅速に支援するため、国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に出生した子どもを対象として、臨時特別給付金を支給します。

■支給対象児
令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に出生し、最初に住民登録されたのが北斗市である新生児。

■支給対象者
支給対象児の親で、新生児の出生の日から支給申請日まで継続して北斗市に住居登録されている方。

■支給額
支給対象児1人につき10万円

問 市役所子ども・子育て支援課母子保健係 [内線168・169]

ひとり親世帯臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。今回のご案内は、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受ける方のみです。

■支給対象者
令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方。
※支給対象者には6月下旬にお知らせを郵送しております。

■支給額
●1世帯(第1子)……………5万円
●第2子以降ひとりにつき…3万円

■支給の方法
原則、7月の児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

■支給に係る申請について
申請は不要です。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係 [内線162～165]

申請はお済みですか? 特別定額給付金(一律10万円)

申請期限: 8月17日(月)※消印有効

ご注意 上記の申請期限までに申請いただけない場合は、特別定額給付金の給付が受けられませんので、お早めに申請してください。

※基準日(令和2年4月27日)時点で北斗市に住居登録がある方で、特別定額給付金の申請書が届いていない方や申請書を紛失して申請できない方、その他申請手続きでお困りの方は、下記の連絡先にお問合わせください。

問 市役所社会福祉課統括係 [内線179]

■申請について
支給対象者には申請書を郵送しています。
申請書に必要事項を記入のうえ、申請書に記載の必要書類と合わせて郵送または持参にて提出してください。

■申請期限
支給対象児の出生の日の翌日からひと月を経過する日まで(令和2年6月17日以前に生まれた場合は令和2年7月18日まで)

■支給方法
審査後、指定の口座に振り込みます。

■支給開始時期
7月上旬に支給予定です。支給日については、決まり次第、通知書でお知らせします。

■その他
登録されている口座情報など問い合わせの内容によっては、個人情報保護の観点からお答えできない場合がありますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が大きく減少した方への給付の申請については、後日、ホームページ・広報でご案内します。

公務員支給対象者の申請受付が始まりました 子育て世帯への臨時特別給付金

申請期限: 11月30日(月)※必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)に対し、臨時特別の給付金(一時金)を支給します。
一般支給対象者(公務員以外の方)については、6月に支給済みです。

■公務員支給対象者の方は申請が必要です
所属長より申請書が配付されますので、支給対象者であることの所属長の証明を受けたいうで、令和2年3月31日時点での住所が北斗市の場合(新高校1年生は令和2年2月29日時点)は北斗市へ申請してください。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係 [内線162～165]